

寄附金税額控除（記載欄：申告書裏面右側 「14 寄附金に関する事項」）

⇒あなたが、令和5年中に以下の表のいずれかに寄附を行った場合は、寄附先に応じた控除額が住民税所得割額から控除されます。

【必要書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等

寄附先	控除額
都道府県・区市町村（ふるさと納税）	①基本控除と②特例控除の合計額
住所地の共同募金会、日本赤十字社の支部 ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・区市町村（特例控除対象外）	①基本控除の金額
東京都が条例で指定した団体（※1）	①基本控除のうちaの金額
渋谷区が条例で指定した団体（※2）	①基本控除のうちbの金額

（※1）東京都のみが条例で指定している団体へ寄附した場合は、都民税所得割額からのみ控除されます。団体はこちらのQRコードから確認できます。



（※2）渋谷区の条例により指定された団体は、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団、社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会、公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社、公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団です（令和6年1月31日現在）

① 基本控除 (a + b)

- a [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）－2,000円] × 都4%
- b [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）－2,000円] × 区6%

② 特例控除

都道府県・区市町村（特例控除対象）への寄附金があった場合は、次の算式による金額を①に合算します。

[寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）－2,000円] × (90%－所得税の限界税率^(※3)) × 1.021^(※4) × 都 2/5・区 3/5

（※3）課税総所得金額から人的控除差調整額（所得税と住民税の人的控除額の差の合計額）を差し引いた金額を基準とします。

（※4）住民税寄附金税額控除から復興特別所得税（2.1%）に対応する率を減ずるための調整措置

ポイント

- ・特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している人が確定申告または住民税申告を行った場合、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について確定申告または住民税申告を行う必要がありますのでご注意ください。

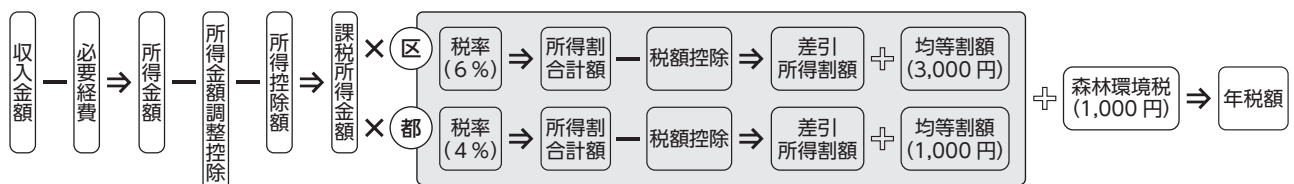
上場株式等に係る配当所得等または譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択について

令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）以降、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

住民税上の配偶者控除・扶養控除等の適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出ることがありますので申告の際は、慎重に判断していただきますようお願いいたします。

※所得税と住民税で繰越損失の金額が異なる場合は、別途説明書の提出が必要となります。詳細は渋谷区ポータルをご確認ください。

（参考）住民税について知っておきたいこと②（特別区民税・都民税（住民税）の計算方法）



※令和6年度より特別区民税・都民税（住民税）の枠組みを用いて、森林環境税（国税）として年額1,000円を区市町村が賦課徴収することとされました。

なお、平成26年度より東日本大震災復興基本法に基づき課税していた、均等割額1,000円（特別区民税・都民税それぞれ500円）については、令和5年度で終了しました。

※分離課税所得がある場合は、計算方法（税率等）が異なります。また、均等割は所得の状況等により異なる金額となる場合があります。